

第2日目（9月2日）

○議 長（清塚武敏君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。

教育部長、福祉保健部長から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 ここで、総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。
総務部長。

○総務部長 おはようございます。定例会の初日に続きまして、貴重なお時間を頂戴いたしまして誠に申し訳ございません。既にお渡しいたしました決算認定資料の一部につきまして、訂正をお願いしたく時間を頂戴したものでございます。

訂正していただく資料につきましては、令和6年度南魚沼市一般会計特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書でございます。訂正箇所につきましては、介護保険特別会計に対する監査委員の審査意見の文中で、机上に配付いたしました正誤表のとおり、12ページの1行目の介護保険被保険者数と前年度との比較増減の人数となります。被保険者数について、1万8,562人とあるところを1万8,559人に、また、前年度比較人数について76人とあるところを79人に、それぞれ訂正をお願いするものです。

この訂正前の人数については、令和7年4月1日現在の人数を引用しておりますが、一方で、同じく既にお配りしている決算資料では、介護保険特別会計の章の97ページにおいて、令和7年3月31日現在の被保険者数を記載しており、両者の人数が異なっているものでございます。どちらも基準日時点での人数としては誤っておりませんが、資料として紛らわしく、決算認定に適切なのは令和7年3月31日現在の人数との判断によりまして、片方の訂正をお願いするものでございます。

訂正は以上となります。こちらの確認不足により、定例会初日に続いて訂正となってしまう、大変申し訳ありません。今後さらに気を引き締めて精査してまいります。よろしく願いいたします。

○議 長 本日の会議は、議事日程（第2号）といたします。

○議 長 日程第1、第81号議案 令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第81号議案であります。令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

令和6年度の国民健康保険特別会計につきましては、当初予算で見込んだ保険税収の確保が難しい状況となり、年度途中で減額調整を行うとともに、支払準備基金からの繰入れを行うことで、形式収支では黒字の決算となりましたが、基金繰入金を除いた収支では2,475万円の赤字となりました。

被保険者数——これは年度平均であります——は前年度比 6.1%の減となり、特に前期高齢者の減少率が前年度比 7.2%となり、いわゆる団塊の世代の後期高齢者医療への移行が大きな要因となっております。税込減の要因につきましては、1人当たりの収納額は前年と大きく変わらないということから、所得水準の影響よりも、被保険者数の減少がそのまま影響したものとみております。

一方で、1人当たり療養給付費は、コロナ禍の受診控えの反動により高い水準で推移していましたが、前年度比 1.2%減と、やや下回ることとなりました。医療受診機会が増え、医療費が高い傾向にある前期高齢者の世代の方々が、後期高齢者医療に移行したことも要因の一つと捉えているところです。

保健事業につきましては、特定健診の受診率は、50.2%となりコロナ禍以前の水準まで年々回復してきております。今後も特定健診をはじめ、各種の保健事業に取り組み、被保険者の健康増進に努めてまいりたい所存であります。

また、令和6年12月2日からマイナンバーカードを保険証として使用する仕組みに移行しましたが、被保険者への周知、システム改修や条例改正等について滞りなく対応したところでありますので、報告いたします。

決算の主な内容としましては、歳入では、主に被保険者数の減少から保険税収入が前年度比で 6.7%減の 9億 6,475 万円、歳出では、保険給付費は前年度比で 7.2%減の 35億 3,118 万円、国民健康保険事業費の納付金は、前年度比で 1.6%減の 13億 3,932 万円となりました。歳入総額は、前年度比 5.2%減の 51億 2,869 万円、歳出総額は、前年度比で 5.4%減の 50億 7,544 万円、次年度への繰越金は 5,325 万円となっております。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただきまして、決定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 おはようございます。まず冒頭、昨年につきまして、今年度も監査意見に一部誤りがございました。おわび申し上げます、以後このようなことがないように、十分意見を形成してまいりたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、私から令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見を報告させていただきます。

まず審査意見書の1ページでございます。第1、審査の概要につきましては、基準に準拠している旨、審査の種類、審査の対象は記載のとおりでございます。4、審査の期間ですけれども、令和7年7月8日から令和7年8月5日までとなっております。5、審査の方法です。審査に付されました南魚沼市国民健康保険特別会計の決算関係書類等が関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、及び予算は適正に執行されているかを審査いたしました。また、必要に応じ、関係職員からの説明を聴取して審査を実施してござい

ます。

第2、審査の結果でございます。審査に付されました南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されておりました。また、予算の執行に関しましても適正でございました。

まず、報告の前に内容、計数につきましては、末尾を四捨五入してございます。また、内容につきましては要約させて説明させていただきますので、ご了承いただければと思います。

審査意見書の8ページでございますけれども、決算の概要でございます。本年度の決算額は歳入総額51億2,869万円、歳出総額50億7,544万円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんから、実質収支額は5,325万円の黒字。また、前年度の実質収支の黒字額4,600万円を控除した単年度収支は725万円の黒字となっております。ただし、当初予算で見積もった税収の確保が難しく、年度途中で減額補正を行いまして、併せまして基金繰入金1,800万円を増額補正し、合計7,800万円の基金を取り崩してございます。

ア、歳入、それからイ、歳出につきましては記載のとおりでございます。

9ページ、ウのむすびでございますけれども、令和6年度も被保険者数は前年度比6.5%減と、市全体の人口の減少率1.7%と比べ、減少幅が大きく、加入世帯も4.2%減となっており、1世帯当たりの被保険者数も若干減少、加入率も世帯で1.5%、被保険者数で1.0%減少してございます。これらは定年延長などによります社会保険加入者の増加や、団塊の世代が75歳に達したことにより前期高齢者の被保険者数の減少が要因でございまして、今後も被保険者数の減少は続くものと考えてございます。

保険税収につきましては、被保険者数の減により6,887万円減少しましたがけれども、収入率は前年度に比べ、若干上昇しております。昨年度に続き、滞納繰越分の調定額、滞納者数が減少したことにより、滞納繰越分の収入未済額は減少しており、収納対策として早期の催告、滞納処分を行いまして、新規滞納者を増やしていないことが、収納率向上の要因となっております。

しかしながらでございますけれども、令和6年度は税収の減少によりまして、先ほども説明いたしましたが、7,800万円の基金を取り崩す決算となり、令和7年度の当初予算編成におきましても予算がなかなか組みづらいということで、税率改定に踏み切ることになってございます。

保健事業の特定健診につきましては、前年度に引き続き、受診率向上のための受診勧奨事業、かかりつけ医から受診勧奨チラシの配布に加えまして、健康調査票未提出者に受診予約の割りつけを行い、受診率は前年度比1.0ポイント上昇の50.2%と回復してございます。

今後も国民健康保険税の減収、高齢化や医療の高度化などの影響によりまして、1人当たりの医療費は上昇傾向が続くとみられることから、レセプト点検、ジェネリック医薬品の推奨、重複頻回受診、重複多剤投与者への訪問指導、特定健診、特定保健指導等に取り組み、保険給付費の抑制に結びつけ、市民の皆様方が安心して国民健康保険給付を受けられるよう、

より一層努めていただきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、第81号議案 令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、市民クラブを代表いたしまして大綱質疑を行わせていただきたいと思います。

令和6年度ですけれども、国民健康保険の被保険者数は1万265人ということになり、前年度に比べ710人の減少ということになりました。これまで増加を続けていた前期高齢者数も令和4年度から減少に転じるなど、今後も被保険者数の減少傾向は続くものと思われま。これまで被保険者数の減少の中においても、年々増加傾向にありました保険給付費ですけれども、令和6年度決算では35億3,118万円と、7.2%もの大きな減少となりました。

そこでお聞きします。これまで被保険者数の減少の中でも増加を続けてきました保険給付費の推移と、令和6年度決算での保険給付費の大幅な減少について、これらをどう総括しているのかお伺いいたします。

次に、保険事業費納付金は13億3,933万円で、2,146万円の減となりましたが、1人当たりの額は15万7,472円、額にして1万268円の増となりました。

そこで2つ目です。保険事業費納付金の1人当たりの額の上昇について、これをどう総括しているのかお伺いしたいと思います。

最後に人生100年時代といわれる中、健康寿命の延伸に向けた保健事業の充実は、今後ますます重要となってくると思われますが、令和6年度決算における保健事業費は4,712万円と、予算構成比では0.9%ということになりました。

そこで3つ目です。保健事業費の構成比とその成果について、令和6年度をどう総括しているのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブの大綱質疑にお答えしていきたいと思。国民健康保険特別会計の決算について、まず1つ目は令和6年度決算での保険給付費の大幅な減少について、どう総括しているのかということでありま。

保険給付費につきましては、総額では前年度を大きく下回ることとなりました。この大幅な減少には複合的な要因があるものと考えております。最も大きなものは、被保険者数の減少、中でも高齢化によって医療費がかかるようになる傾向があるところ、高年齢層であるこの団塊の世代の皆さんの後期高齢者医療制度への移行、これが進んだことが一番の要因というふうに考えております。

その一方で、1人当たりの療養給付費で見ますと、前年度に比べまして3,590円の減と、それほど大きな差異はなかったものと認識しているところ。前年度よりも僅かに下回ったものの1人当たりの療養給付費は依然として高い。被保険者数の減少による規模の縮小は、

保険税制の支え手の減少となって現れてきていまして、将来的な運営への不安要素となり兼ねないものというふうに考えています。引き続き、被保険者数の推移や、国民健康保険税の状況、また療養給付費の動向などを注視しながら、安定した国民健康保険財政の運営に努めていかなければならないと考えて総括しております。

2点目の問題であります。保険事業費給付金の1人当たりの額の上昇についてどうだということであります。国民健康保険事業費納付金は毎年県によって算定され、保険給付費等の見込みに加えて、県内の各市町村の被保険者の数とか、医療費の水準、所得水準、国民健康保険税の収納率などを反映することで、受益と負担能力によって決定されているというものであります。

南魚沼市は県内市町村の中では、医療費水準は低いものの所得水準はやや高いという傾向です。1人当たりの納付金額としては、平均よりやや高いところに位置しているという状況です。令和6年度の納付金の算定では、近年の医療費上昇の傾向から医療給付費の大幅な上昇を見込んだ一方で、南魚沼市の実際の被保険者数は減少したということから、1人当たりを算出した場合には1万円を超える上昇となったものと考えております。

令和6年度の会計としてはそうした上昇分——これは税の不足分ともいいますが、これを支払準備基金からの繰入金を増額することで賄ったところですが、それらの状況が令和7年度の保険税率の見直しに直接つながっているものと考えております。こうした経緯からの決算となっておりますので、これはご理解をいただきたいと考えているところです。

3点目の最後のご質問で、保健事業費の構成比とその成果についてどう総括しているかということであります。保健事業費の構成比であります。令和5年度もほぼ同率です。構成比は保険給付費や国民健康保険事業費納付金などのほかの科目の支出額の増減により左右されるということから、構成比だけでは判断できない内容ではないかというふうに考えております。

例年、住民健診の申込みは、各ご家庭にお送りする調査票を市役所に提出してもらって、職場健診などを受けられる方以外の方を対象に行っていますが、申込書の返信をしていただけない方も多く——これは多くいます。令和6年度にはそうした方を対象にしまして、その方の健診日程をこちらで決めて案内するという積極的な方法を取りまして、受診率の向上に若干でありますけれどもつながっているものになっています。

また、特定保健指導については、職員に加えて新たに専門職の方に委託を行うということをして、健診の当日からアプローチする人数を増加させることができたということでもあります。

こうした取組を今後も継続させてもらって、引き続き健診受診率、特定保健指導の実施率の向上に努めていきたいと考えております。

令和8年4月1日から新たに健診の大きなとりでといたしますか、そういったものがスタートするわけですので、極めてそういう最初のまた一步と気を引き締めてやっていきたいというところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 81 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第 2、第 82 号議案 令和 6 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 82 号議案であります。令和 6 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

令和 6 年度は 2 年ごとの保険料率の改定年となり、均等割額や所得割率とともに引上げということになりました。令和 6 年度末の被保険者数は、団塊の世代の皆さんの後期高齢者医療制度への移行が始まる前の令和 3 年度末と比較して、8.1%の伸びとなっております、予算規模も拡大したというところであります。

令和 6 年度決算の主な内容としては、歳入では、保険料は保険料率の引上げにより、前年度比で 16.1%増、これは 5 億 7,406 万円、一般会計繰入金は保険基盤安定分を主なものとしまして、1 億 6,246 万円となりました。歳出では、後期高齢者医療広域連合への職員派遣費用、また、マイナ保険証関連のかかり増し費用等により、総務費が前年度比で 122.3%増、これは 1,604 万円、広域連合納付金が、前年度比で 15.1%増の 7 億 2,160 万円となったところです。

歳入総額は、前年度比で 17.1%増の 7 億 5,782 万円、歳出の総額は、前年度比で 16.6%増の 7 億 4,029 万円となり、実質の収支は 1,753 万円の黒字となっております。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただき、認定を賜りますようお願いするところであります。よろしく申し上げます。

○議 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和 6 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算意見を報告させていただきます。

審査意見書の 1 ページでございますけれども、第 1、審査の概要につきましては記載のとおりでございます。第 2、審査の結果でございますが、審査に付されました南魚沼市後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算、書実質収支に関する調書、歳入歳出決算書事項別明細書は法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されておりました。また、予算の執行に関しましても適正でございました。

審査意見書の 10 ページからでございます。決算の概要ですけれども、令和 6 年度の決算額は、歳入総額 7 億 5,783 万円、歳出総額 7 億 4,029 万円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 1,753 万円の黒字。また、前年度の実質収支の黒字額 1,236 万

円を控除しました単年度の収支は 517 万円の黒字となっております。

歳入につきましては、決算額は前年度に比べ 1 億 1,078 万円増加し、予算現額に対する収入率は 98.7% となっております。保険料は前年度に比べ 7,957 万円増加しており、収納率は現年度分で 99.9%、滞納繰越分は 56.0% となっております、前年度に比べ現年度分は 0.1 ポイント、滞納繰越分は 25.7 ポイント上昇しております。これらは早期の催告、滞納処分を行いまして、収納対策が順調に進んだことが収納率向上の要因となっております。

歳出につきましては、決算額は前年度に比べ 1 億 561 万円増加し、予算現額に対する執行率は 96.4% となっております。主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金で、被保険者数の増加により前年度に比べまして 9,470 万円増加しております。

令和 6 年度末現在の被保険者数は 1 万 12 人で、前年度に比べ 287 人増加しております。団塊の世代が 75 歳に達し始めたことによりまして、年間を通しまして被保険者数は増加となりました。今後数年間は被保険者数の増加、高止まりは避けて通れず、保険給付費となる広域連合納付金も上昇すると見込まれるため、保険給付費抑制及び医療費適正化の取組につきましては、広域連合と協働しまして高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施や、重症化予防のための保健指導、人間ドックや高齢者健診等の受診増加につながる取組をより一層充実させまして、高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施に努めていただければというふうに思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、第 82 号議案 令和 6 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、市民クラブを代表いたしまして大綱質疑を行います。

令和 6 年度は被保険者数 1 万 12 人で、287 人増、歳入総額 7 億 5,783 万円、歳出総額 7 億 4,029 万円の決算でありました。保険料 5 億 7,406 万円、1 人当たりの額は 5 万 7,139 円で、6,623 円の増でありました。保険給付費は 70 億 1,089 万円で、1 億 2,545 万円増、件数は 23 万 6,374 件で、5,967 件の増でありました。団塊の世代が高齢化し、被保険者数の増加と保険給付費の増加で、下の世代の支援金の増加は避けられないというふうに思います。

そこで、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業をどう総括しているかをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブの大綱質疑にお答えいたします。高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業をどう総括するかということです。

本事業は、高齢者の自立した生活の実現、また健康寿命の延伸を目指して、生活習慣病等の重症化予防の取組と生活機能低下防止の取組を一体的に実施するもので、令和 6 年度も市民課、保健課、また介護保険課で連携して実施をしてきたものであります。

まず重症化予防として 1 つ目は、人工透析が必要な方の増加を抑制するため、腎機能検査

数値の悪い方を訪問して保健指導や腎専門医への受診勧奨を行いました。受診者は残念ながら対象者の半数程度にとどまりましたけれども、人工透析導入のリスクを伝えて腎専門医を受診し、人工透析導入を回避、または導入時期を遅らせられるように今後も取り組んでまいりたいところであります。

2つ目ではありますが、健診も医療も受診していない健康状態不明者——言葉があれですけれども、何もしないという方がどうしてもいるわけです。この不明者への訪問等による実態の把握であります。対象者を訪問させていただいて、健診の受診勧奨を行ったということがあります。76歳限定で、細かい数字はあれなのですけれども、19人、このうちの16人の方に勧奨しているということでもあります。前向きに進めているということでもあります。

先ほど言った生活機能低下防止の取組の中で、介護保険のまめでいきいき倶楽部の事業として定期的に介護予防教室を実施しています。健康状態の把握、運動の習慣、または口腔衛生のほか栄養、認知症の予防、また権利の擁護などについても啓発しているところであります。教室に参加すること自体が、参加者の主観的な健康への意識といいますか健康観、また生活の満足度の向上、あとは運動の維持・改善につながっており、成果があったものというふうに評価をしているところであります。

今後も状況に応じて連携方法の検討をもちろん加えていきながら、高齢者の保健事業と介護予防をまさに一体的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第82号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第3、第83号議案 令和6年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第83号議案 令和6年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

令和6年度は、第9期の介護保険事業計画の初年度に当たります。歳入では、保険料については第1段階から第3段階までの低所得者の方々への軽減の適用、また、第9期計画に基づく第1号被保険者保険料の増額の改定を行ったところです。保険料収入は、被保険者数はやや減少しましたがけれども、高所得段階の割合の増加及び保険料の改定によって、前年度比で6.1%増の15億5,600万円となりました。

歳出では、保険給付費は通所系のサービス利用の減少がありましたが、地域密着型介護サービス及び施設介護サービスの利用が増加をして、全体では前年度比2.6%増の61億1,697

万円となっております。

地域支援事業費では、利用者の高齢化を要因として、各サービスにより利用者の増減がありましたけれども、一般介護予防事業費は各事業で実施回数、利用者ともおおむね増加をしたところです。地域支援事業費の全体では、前年度比 6.5%増の 2 億 2,185 万円となっております。

歳入総額では前年度比 3.5%増の 71 億 1,945 万円、歳出総額は前年度比 3.4%増の 67 億 9,477 万円となり、実質収支額は 3 億 2,468 万円となっております。

説明は以上となります。よろしくご審議をいただき、認定を賜りますようお願いいたします。
以上です。

○議 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和 6 年度南魚沼市介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見を報告させていただきます。

審査意見書の 1 ページからでございますけれども、第 1、審査の概要につきましては記載のとおりでございます。第 2、審査の結果でございます。審査に付されました南魚沼市介護保険特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されておりました。また、予算の執行に関しても適正でございました。

審査意見書の 11 ページからでございますけれども、決算の概要でございます。令和 6 年度の決算額は、歳入総額 71 億 1,945 万円、歳出総額が 67 億 9,477 万円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんから、実質収支額は 3 億 2,468 万円の黒字。また、前年度の実質収支の黒字額 3 億 874 万円を控除した単年度収支は、1,594 万円の黒字となっております。

歳入につきましては、決算額は前年度に比べ 2 億 4,077 万円増加し、予算現額に対する収入率は 96.5%、調定額に対する割合は 99.9%となっております。令和 6 年度は第 9 期介護保険事業計画の初年度に当たり、高齢化率の上昇に伴い、介護給付費の増加を見込み、介護保険料の基準額を 3,500 円増の 8 万 400 円に改定したため、介護保険料は第 1 号被保険者数が 79 人減少したものの、所得段階の高い被保険者が増加したこともございまして、前年度比 6.1%の増となりました。収納率ですが、現年度分は 99.8%、滞納繰越分で 48.0%となっており、滞納繰越分では 7.7 ポイント上昇しております。これらは収納対策が順調に進んだことが収納率の向上の要因となっております。

歳出につきましては、決算額は前年度に比べ 2 億 2,483 万円増加し、予算現額に対する執行率は 92.1%となっております。保険給付費は前年度比 2.6%、1 億 5,401 万円増加となりました。主な要因につきましては、介護老人福祉施設等の利用者が増加したことにより、施設介護給付費が増加したことによります。

12 ページからでございます。令和 6 年度の介護保険被保険者数ですけれども、1 万 8,599 人、第 2 号被保険者 60 人を含む要介護認定者数は 3,419 人で、前年度に比べると減少してご

ございます。要介護認定の審査判定件数につきましては、2,459件となり、前年度より増加しております。ここ数年の介護認定件数の傾向としましては、これまでは更新者の認定有効期間を段階的に延長してきたことで減少しておりましたが、それが終了いたしました。今後は認定者数につきましても増加すると見込んでございます。

第9期介護保険事業計画においては、高齢者人口の継続的な増加と、介護老人福祉施設の利用者の増加に伴い介護保険料の改定を実施しましたが、今後も前期高齢者から後期高齢者へのシフトが進み、一層の介護サービスの充実が求められることから、保険給付費の増加傾向は避けて通れません。

一方、全国的にも人材不足が深刻な問題になっている中、介護支援専門員に限らず、介護施設の人材不足問題が顕在化しております。安定した介護を受けられる体制維持が課題となっております。令和7年度でございますけれども、介護人材確保緊急5か年事業の計画期間が終了いたしますけれども、これまでの実績や市内の介護人材の状況を捉えまして、継続した介護人材の確保対策に努め、高齢者の介護予防、重度化防止、筋力づくり教室やふれあいサロン等の活動を通じまして、市民ニーズに合いました介護保険事業に取り組んでいただければと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長 大綱質疑を行います。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、83号議案 令和6年度南魚沼市介護保険特別会計決算の決算認定について、市民クラブを代表いたしまして大綱質疑を行います。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画の初年度であり、高齢化率の上昇等を見込み、介護保険料の増額改定を実施したことで、介護保険料は15億5,601万円となり、収入総額で71億1,945万円と、2億4,077万円の増加となりました。また、保険給付費は介護老人福祉施設等の利用者増に伴い、2.6%増の61億1,697万円と、前年度比1億5,401万円の増加となっております。

第1号被保険者数については1万8,559人と、前年度比79人の減となっております。今後は継続的な増加が見込まれるという状況にもあります。また、介護現場では全国的にも人材不足が深刻な問題となる中、当市の介護施設における人材不足もますます顕在化が進んでおります。事業の継続性までもが大きな課題となっております。令和7年度で介護人材確保緊急5か年事業を終えることとなっております。

そこで、2点伺わせていただきます。まず1点目、介護現場での人材確保対策をどう総括し、今後の介護サービスの継続につなげていくのかをお聞きします。

2点目、令和6年度の介護サービス等の実施状況を顧みて、第9期介護保険事業計画の初年度をどう総括しているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長 市長。

○市長　それでは、市民クラブの大綱質疑にお答えいたします。まず、1点目であります。介護現場での人材確保のことについて、今後の介護サービスの継続にどうやってつなげていくのかということでもあります。

介護施設での慢性的な人材不足は、今全国的な問題になっております。南魚沼市においても同様です。市では平成29年から介護人材実態調査を行うことで、介護人材不足の状況等を把握してきています。ウェブサイトでも掲載しています。令和7年4月の調査では、市内の介護事業所——86.4%の回答率になっていますが、事業所で不足している介護職員の数は48人となっています。令和7年度から調査の内容を常勤換算数で変更していますので、これだけ注意をお願いします。

このような介護人材不足の状況の中、介護現場から多くの離職者が出ているということも聞いておまして、これを踏まえまして、令和3年度から介護人材確保緊急5か年事業を市として実施をしてきました。令和6年度末までに216人の介護職員へこの支援を行うことができたと思っております。この支援事業につきましては、研修会等に係る費用を平成30年度から開始しまして、令和元年度からはケアマネージャー——いわゆる介護支援専門員の皆さんの受験対策講座を市内の会場で実施をするという軽減を図って、研修費の支援をしてきました。

さらに令和6年度からは、魚沼地域の定住自立圏構想——湯沢町、魚沼市と当市であります。この2市1町で合同開催をさせてもらって——このケアマネージャーの合格率は41.7%でありました。これは全国平均よりも9.6%高い合格率なのです。これはよくなったなと思っていきたいと思っております。

しかしながら、介護人材不足を解消するためには、医療、介護をはじめとする社会保障制度を含めて、抜本的な見直しが必要なのだろうと本当は思っているところです。うちだけジタバタしても始まらないところもあって、他の業種全部が今人材不足と言われているわけですが、なかなか直ちに効果を上げることは非常に難しいものと考えているところではあります。市としては、第9期介護保険事業計画の重点施策にもあるとおり、介護人材の確保、また持続可能で安心して利用できる福祉介護サービスの推進、これは引き続き支援を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

2つ目のご質問です。第9期介護保険事業計画の初年度をどういうふうに総括していくかということでもあります。この事業計画においては、給付費に係る高齢者人口、高齢化率の伸び、また介護施設の基盤整備、介護報酬改定などの変更を加味した上で増額を見込んで、介護保険料の改定を行っているところです。

令和6年度決算では、前の年度と比較をして、高齢者人口は90人の減、高齢化率は0.5%の上昇であります。これは介護保険事業計画の推計値と同様の傾向となっています。介護保険サービスの基盤整備ですが、計画で予定していたとおり、有料老人ホームからサービス付き高齢者住宅——サ高住です——これへの転換、また短期入所から特養への転換があったところです。

歳入では介護保険料については、所得段階の第1段階から第4段階の人数の減少が見られた一方で、第5段階以上は増加傾向となったということから、全体では6.1%の増、介護サービスの給付状況については、給付費の42%を占める施設サービスで、主に特別養護老人ホームの定員数が増加したということによって、1%増となっています。在宅サービスでは、給付費の32.4%を占める居宅介護サービスにおいて、主に通所介護等のサービスの利用が減ったということから、0.9%の減。これら増減はありますけれども、1.59%のプラスとなった介護報酬改定による影響が大きい。介護給付費の総額は、前年度比で2.6%の増加となっております。

第9期介護保険事業計画においては、3か年で3億円の基金を取り崩す予定としています。令和6年度においては、歳入において保険料の増加、また歳出においては通所系及び介護医療院のサービス利用が伸び悩んだということで、基金の取崩しをせずに、介護保険事業を運営することができるという状況であります。引き続き、地域の実情を把握しながら、持続可能で安定した介護保険事業の運営に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第83号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第4、第84号議案 令和6年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第84号議案であります。令和6年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

はじめに経営成績となる収益的収支であります。当期の純利益は税抜きで前年度比7,998万円の減となります7,003万円でした。高料金対策分の繰入金が基準外のため、減益となっています。収入合計は税込みで18億8,970万円となりました。内訳は、給水収益が税抜き14億1,647万円となり、前年度比では1,684万円の減となっています。支出合計は税込み17億4,091万円となり、前年度比で4,470万円の減。内訳は、企業債の利息が税抜き7,104万円となり、前年度比1,091万円の減となりましたが、維持管理費は増額傾向を示しているというところであります。

次に、施設の建設や改良、また更新を表します資本的収支であります。収入合計は税込みで9億7,305万円となり、前年度比で6億6,428万円の増となりました。畔地浄水場非常用自家発電設備——電源設備、発電設備の更新事業の完了に伴いまして、企業債の増額などによるものであります。支出合計は、税込みで18億3,924万円となり、前年度比で3億1,749

万円が増となりました。支出の5割を占めている企業債の元金の償還金は9億5,188万円となっております。収入不足となる8億8,318万円は、損益勘定留保資金などで補填しております。

最後に利益の処分についてであります。令和6年度末、未処分利益剰余金は7,003万9,632円、全額をこの減債積立金に組み入れる処分をいたしたく、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、皆様からの議決をお願いするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただき、認定及びご決定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和6年度南魚沼市水道事業会計決算審査意見を報告させていただきます。審査意見書の1ページからでございますけれども、第1、審査の概要につきましては基準に準拠している旨、審査の種類、審査の対象は記載のとおりでございます。4、審査の期間でございますけれども、令和7年6月6日から令和7年8月5日までとなっております。5、審査の方法でございますが、審査に付されました南魚沼市水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析いたしました。審査に当たっては決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を聴取して審査を実施してございます。

第2、審査の結果でございます。審査に付されました南魚沼市水道事業会計決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数は水道事業の経営成績及び財務状態をおおむね適正に表示しているものでございました。

審査意見書の2ページからでございます。まず事業実績でございますけれども、令和6年度末の給水件数は2万3,955件で、前年度より98件の増。給水人口は5万1,092人で、前年度より875人の減。水道普及率は98.2%で、前年度と同率となっております。年間総配水量は724万7,000立方メートルで、前年度より6,500立方メートルの増。年間総有収水量ですが567万5,000立方メートルで、7万6,000立方メートルの減。有収率は78.3%で、前年度より1.1ポイント低下してございます。

予算の執行状況ですけれども、収益的収入は、予算額に対し収入率は99.3%、支出の予算額に対する執行率は93.6%でありました。資本的収入は、予算額に対し収入率は70.0%、支出の予算額に対する執行率は78.1%でございました。

経営成績でございますが、当年度の純利益は7,004万円でありました。営業損益は1億7,425万円の損失となり、前年度より4,005万円悪化、経常損益は7,009万円の利益となり、前年度より9,810万円悪化してございます。財政状況でございますけれども、資産は255億8,007万円、負債は113億3,869万円となりました。

未収給水収益は 5,637 万円であり、前年度に比べ 927 万円減少しました。今後も未収金の解消に向けた使用者との交渉、納付指導、時効の更新等の適正な事務管理を継続しまして、公平性を確保しながら収納率向上に取り組んでいただきたいと思います。不納欠損額ですけれども、82 万円で、前年度に比べ 8 万円減少いたしました。不納欠損処分は関係法令により適正に処理されております。

企業債ですけれども、9 億 1,420 万円を借り入れ、9 億 5,188 万円の元金償還、及び 7,105 万円の利息を支払ってございました。当年度の未償還残高は 62 億 4,216 万円となり、前年度に比べ 3,768 万円減少しております。

給水原価ですけれども 255.85 円、供給単価が 249.60 円と、まだ逆ぎやの状況が続いてございますが、改善に向けた取組に努めていただきたいと思います。当市の水道事業は人口減少、それに伴う給水人口の減少傾向によりまして、今後も有収水量の低下が予想されております。また、人件費や動力費の必要経費の値上がりも懸念されているところでございます。

今後の事業運営につきましては、有収率改善のための漏水防止対策、料金の収納確保、経費の削減など、健全経営の維持を基本としまして、より一層合理的、効率的な運営に努めていただきたいと思います。施設整備においては、非常時にも安定的に水を供給できる地域別水源方式の整備とともに、畔地浄水場のダム水源を有効活用しまして、市民が安全で安心して飲める良質な水道水の安定供給を望むものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長 長 大綱質疑を行います。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第 84 号議案 令和 6 年度南魚沼市水道事業会計決算について、市民クラブを代表して大綱質疑をいたします。

2 点伺います。まず 1 点目、給水件数は 2 万 3,955 件で、98 件増。給水人口は 5 万 1,092 人で、875 人の減。普及率は 98.2%で前年同率です。総配水量は 724 万 7,000 立方メートル、6,500 立方メートルの増でありましたが、有収水量は 567 万 5,000 立方メートルで、7 万 6,000 立方メートルの減。有収率が 1.1 ポイント下がり、78.3%になりました。事業収益は 17 億 4,185 万円に対して、事業費用 16 億 7,181 万円で、純利益は前年度より 7,998 万円減少して、7,004 万円です。営業収益は 14 億 2,612 万円に対して、営業費用 16 億 38 万円で、営業損失が 1 億 7,426 万円と、前年度より 4,005 万円悪化しました。

そこで、営業損失が悪化したことをどう総括しているか。

2 点目です。資産が 255 億 8,007 万円で、前年度より 1 億 4,130 万円増加し、負債総額は 113 億 3,869 万円で、前年度より 5,347 万円の増加です。給水原価 255.85 円に対して、供給単価は 249.60 円で、原価割れが 6.25 円と、前年度より 4.54 円と赤字が拡大している状況であります。畔地浄水場を維持しながら、地域別配水方式に向けて事業を進めるやり方で、持続可能な水道事業経営ができるのか不安であります。

そこで、口径別料金体系に移行して、原水及び浄水費、配水及び給水費の増加と、収益確保をどう総括しているのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブの大綱質疑にお答えいたします。

まず、1点目の営業損失が悪化したということをどう総括しているかということでもあります。営業損失の悪化については、水道事業の経営課題が反映された結果であると捉えています。まず営業収益が前年度比でマイナス1.2%、これは1,750万円減額しています。これは人口減少と節水意識から、使用水量の減少が続いているということが主な原因ではないかと考えています。対策として、これは当然であります、需要の拡大が求められますが、収益の改善はなかなか容易なことではないというふうに考えています。

次に、営業費用であります。前年度比プラス1.4%で、これは2,250万円増額しています。近年、人件費や物価が高騰しています。これで労務費、委託費、材料費など、削減が難しい必要経費が短期間に値上がりしてきていることから、長年をかけて実践してきたコスト削減の成果が残念ながら薄れてしまって、経費の増額が目立つという決算になっているかと思っております。今後も営業費用の増額傾向は続くと思われしますので、一層の経営努力が必要だと認識しているところであります。

水道料金につきましては、5年サイクルで適正料金を確認するという計画にしています。変化をする社会情勢を的確に把握して、将来予想の下、必要な経費を賄えるような検討を重ねてまいりたいと考えているところでありますので、よろしく申し上げます。

2点目であります。口径別の料金体系に移行して、原水及び浄水費、また配水及び給水費の増加と収益確保をどう総括しているのかということにお答えします。口径別の料金体系に移行した理由としては、これはもちろんご存じのことですが、メーターサイズごとに基本料金を設定する口径別料金へ改めることによって、単身世帯とか高齢者の方々などのお宅の使用量の少ない世帯に負担となっていました10立方メートルの基本水量を廃止して、水道メーターの口径——これは13ミリメートル、もしくは20ミリメートルの一般家庭が値上げにならない料金設定を可能にした料金改定であったところです。

現在のように需要量の減少が続いて、必要経費が急増しているという経営の状況下では、大きなメーター口径を必要とするような事業所を新規に獲得するなどにより、需要が拡大しなければ、収益の改善を望むことは難しいと考えております。

昨日の所信表明でも述べたところですが、改定に着手している経営戦略——これは事業投資編ですが——経営戦略の方針を踏まえまして、将来の水道事業の在り方とその収支について十分な検討を行って、日常生活を支える水道事業を将来にわたって安定的に継続できるように、収益の確保に努めてまいりたいと考えております。厳しい課題ばかりでありますけれども、何とか頑張りたいと考えているところです。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 84 号議案は、産業建設委員会に付託いたします。

○議 長 会議の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を 11 時ちょうどといたします。

〔午前 10 時 41 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 10 時 59 分〕

○議 長 日程第 5 号 第 85 号議案 令和 6 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 85 号議案であります。令和 6 年度南魚沼市病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

はじめに、収益的収支についてであります。大和病院事業は、11 月以降は大和地域包括医療センター事業というふうになっておりますが、令和 6 年度決算では大和病院事業と説明させていただきます。

大和病院事業では、令和 6 年 11 月からの無床診療所化に加え、段階的に入院患者の縮小を図ったことから、入院患者数は大幅な減少となりました。また、新型コロナウイルスの予防接種も減少して、医業収益全体では前年度比 30.8%減となりました。医業費用では、診療所化に伴う材料費や経費の縮減により、全体で前年度比 11.3%減となりました。

これらの結果、総収益は前年度比 13.7%減の 11 億 9,421 万円、総費用は 11.4%減の 12 億 2,054 万円となり、当年度純損失として 2,633 万円を計上することとなりました。

市民病院事業では、4 床の増床や上位の施設基準を満たしたということなどにより、医業収益全体では前年度比 9.2%増となりました。医療費用では、訪問介護事業所の開設や増床に伴う職員数の増、人事院勧告に準拠しました給与費の増などにより、前年度比で 10.8%の増となっております。

これらの結果、総収益は前年度比 15.2%増の 48 億 6,738 万円、総費用は前年度比で 10.8%増の 50 億 5,643 万円となり、当年度純損失として 1 億 8,905 万円を計上することとなっております。

以上により、病院事業会計全体で 2 億 1,538 万円の純損失を計上いたしました。これに前年度の繰越欠損金を加え、累積の繰越欠損金は 48 億 937 万円となっております。

次に、収入的収支についてであります。大和病院事業につきましては、内視鏡スコープや超音波診断装置プローブの更新などを行いました。また、訪問看護ステーション開設に伴う業務支援システム、オンライン資格確認システムや待ち時間解消システムを導入し、税込みの収入では 6,068 万円、支出では 1 億 70 万円となっております。

市民病院事業につきましては、建設工事費では、駐車場の拡張工事、4床の増床や外来混雑緩和のための院内改修工事などを行いました。医療機器のシステム面では、訪問介護事業所の開設に伴う業務支援システム、オンライン資格確認システムや待ち時間解消システムの導入を進めるとともに、ハード面では、手術器具や検査機器、また訪問看護等で使用する公用車などの購入を行いました。

さらに市民病院建設時の起債の借換え時期が到来したことから、税込みの収入では17億3,147万円、支出では18億9万円となりました。両病院事業分を合わせた不足額2億3,099万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填をしたところであります。

説明は以上となります。よろしくご審議をいただき、認定を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○議長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和6年度南魚沼市病事業会計決算審査意見を報告させていただきます。少し長くなりますけれども、ご容赦いただければと思います。

審査意見書の1ページでございます。第1、審査の概要につきましては、記載のとおりでございます。第2、審査の結果でございます。審査に付されました南魚沼市病院事業会計決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ係数は病院事業の経営成績及び財務状態をおおむね適正に表示しているものでございました。

審査意見書の5ページでございます。業務実績でございます。令和6年度末の延べ患者数は22万130人で、前年度に比べ1万2,791人の減、内訳は入院患者数5,004人の減、外来患者数7,787人の減となりました。1日平均では、入院患者数140.9人、外来患者数595.9人で、前年度に比べ入院患者数は13.3人の減、外来患者数23.9人の減でございました。病床稼働率は83.2%で、前年度に比べ0.1ポイント低下してございます。

予算の執行状況でございます。収益的収入は、予算額に対しては収入率は96.7%、支出の予算額に対する執行率は94.1%でありました。資本的収入は、予算額に対し収入率は91.6%、支出の予算額に対する執行率は93.3%でありました。

経営成績でありますけれども、医業収益は48億1,293万円、介護保険収益は1億1,722万円、医業費用は60億6,911万円、医業損失は11億3,895万円で、前年度に比べまして3億2,554万円増加となっております。これらは、給与費、訪問介護事業所の開設、増床に伴う職員採用に係る経費等が増加したことが要因であると思っております。

不納欠損額は12万円で、前年度に比べ7万円増加しました。不納欠損処分は関係法令により適正に処理されてございます。

過年度未収金は2,329万円で、前年度に比べ829万円増加しました。今後も未収金の解消に向けた体制の強化、納付指導、時効の更新等、適切な事務管理を継続し、収納率向上に向けて取り取り組んでいただきたいと思います。

企業債につきましては、病院運営に係る事業債として、13億1,090万円を借り入れ、14億5,637万円の元金償還金及び1,228万円の利息を支払っておりました。令和6年度末の未償還残高は39億2,267万円となり、前年度に比べまして1億4,547万円減少してございます。なお、一時借入金としまして、令和6年度末残高4億円の借入金が計上されてございます。

損益でございますけれども、ゆきぐに大和病院は、令和6年度の純損益は2,633万円の赤字でありました。南魚沼市民病院は、令和6年度の純損益は1億8,905万円の赤字となり、前年度に比べ1億4,628万円の損失の減となりました。両病院事業を合わせますと、令和6年度の純損失として2億1,538万円を計上しましたがけれども、前年度に比べ、赤字額は1億1,393万円減少してございます。

令和6年度の病院事業は、ゆきぐに大和病院では、11月からゆきぐに大和診療所、ゆきぐに大和訪問看護ステーション、ゆきぐに大和ホームケアステーションの3つの機能を中心としました大和地域包括医療センターとして、在宅医療支援機能を強化した新体制運営を開始してございます。

南魚沼市民病院では、3病棟の全ての病床を回復期リハビリテーション病床に転換するとともに、令和6年6月から1病棟全てと2病棟の一部におきましてDPC——これは診断群分類包括評価を導入いたしました。また、同年7月には4床の増床を行い、計144床にすることで入院機能の集約化を実施し、病床稼働率も向上してございます。これらの医療機能転換で、医師、医療技術職員等の給与費や関連経費が増加してございますけれども、病院事業全体の医業収益は前年並みに確保されてございます。

未処理欠損金につきましては、48億938万円となりまして、繰越欠損金として翌年度に繰り越してございます。

一般会計からの繰入金につきましては、令和6年度は収益的収支並びに資本的収支を合わせまして、約14億円の繰入れを受けまして、前年度より4億円多い繰入額となっております。収益的収入分の繰入額は10億6,000万円で、前年度より4億6,000万円増加、資本的収入分では3億6,000万円と、前年度より5,000万円ほど下回ってございます。

令和6年度におきましては、大和地域包括医療センターの運営が開始され、南魚沼市民病院では急性期から回復期に係るケアミックス病床とリハビリテーション治療体制も本格的に始動してございます。今後も地域医療機関と連携した患者の確保や事業運営のさらなる改善、診療報酬加算の獲得など、収益の確保に向けた取組を進めるとともに、市民が安心して享受できる医療・予防医療を推進する体制を確立しまして、質の高い医療を継続して提供するという使命を果たしていただきたいと思います。

また、在宅医療の中核を担う南魚沼市在宅療養センターの本格稼働や新健診施設への円滑な移行など、これら一連の南魚沼市医療の再々編の具体的な取組が確実に実践され、病院事業の構造転換が支障なく進行することを期待するものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、第 85 号議案 令和 6 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、市民クラブを代表いたしまして大綱質疑を行います。

令和 6 年度におきましては、11 月からゆきぐに大和病院が大和地域包括医療センターとして新体制に移行した年でありました。市民病院では 3 病棟を全て回復期リハビリテーション病棟に転換し、1 病棟と 2 病棟の一部で診断群分類包括評価を導入した年でもありました。

収益的収入 60 億 6,160 万円に対しまして、収益的支出 62 億 7,698 万円で、2 億 1,538 万円の赤字。資本的収支 16 億 6,980 万円に対しまして、資本的支出 18 億 6,783 万円と、1 億 9,803 万円の赤字でした。収益的事業での負担金・補助金を含めた繰入金は、10 億 5,684 万円で、資本的事業では 3 億 5,856 万円でありました。現金・預金は 4 億 9,831 万円、総資産 75 億 9,929 万円、企業債残高 39 億 2,267 万円の決算でありました。

そこで、職員体制の整備、病床再編などで医業損失が拡大しましたが、どのように総括しているのかお伺いいたします。

次に、市民病院において非常勤医師の集約化の一方、医療スタッフの募集を年間通して行っていますが、ICT活用、遠隔診療などを踏まえての人材確保が急務であると思います。

そこで 2 点目でありますけれども、在宅医療の充実に備えた人材確保をどう総括しているのかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブの大綱質疑にお答えいたします。

まず、1 点目の職員体制の整備、病床再編などで、医業損失が拡大したが、どのように総括しているのかということですが、昨年頃から県内において県の病院事業、また厚生連で経営不振による資金ショートの可能性がいろいろなところで今報道されています。病院を取り巻く経営環境が厳しいことは、これは新潟県内に限ったことではなくて、昨年末頃から日本病院会や全日本病院協会とかの全国的な組織から、このままでは地域医療が崩壊するというメッセージが多数発出されているところであります。

2 年に 1 回改定される診療報酬——これは公定価格ですけれども——物価や賃金の上昇に対応した内容とはなっていない。そして多くの病院が経営難に陥っているということが報道されてきています。このような厳しい状況の中ではありますが、結論からちょっと申し上げますと、当市の病院事業は、私はこの中で大健闘しているというふうに考えているところです。

令和 6 年度は医療の再々編の中で、医師の働き方改革の影響によるゆきぐに大和病院の無床診療所化により、入院収益の大幅な減少があったわけですが、相当部分を南魚沼市民病院の病棟改革による医業収益の増加によりカバーしているところです。

結果として、人件費の増加分が医業損失の拡大分とほぼ同規模になってはいますが、それは大和地域の住民の利便性を損なわないよう、訪問看護ステーションをゼロから立ち上げて、また塩沢地域の訪問介護体制を維持しなければならないということから、それに対応するな

ど、企業として人材に先行投資を行ったことに加えて、人事院勧告によるベースアップが大きく影響しているものと考えています。

職員体制の整備に関しましては、以前から答弁もしているところですが、医療は装置産業でありますから、将来への投資的な部分が大きいものと考えています。

今後、日本全体で少子高齢化が進んで、南魚沼市では全国平均よりも生産年齢人口が大きく減少することが予想されているということでもあります。若者の人口が減っても、医療従事者の数が現在より減らないということは、これは言えないと思っています。

一方で、65歳以上の人口は今後20年程度減少しないということも予想されています。病気になる入院する可能性が高い年齢層の人口は減りませんが、それに対応する医療スタッフの減少は避けられないということのため、人材確保については、今後ますます困難になっていくというふうに予見しています。

病院事業におきましては、今後も人材確保を進め、市民が求める医療の提供が継続できるよう、医療の再々編を進めてまいりたいと考えています。なので、単年度、単年度で見ると、もちろんそういう視点は大事なのですが、非常にもうちょっと俯瞰した、そしてこれからの予想の立ちにくい状況でありますけれども、そこをいかに、でも真剣に見通す努力を続けていくかということや、何よりも果敢に取り組んでいくこと。このために今現在進めておりますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

2点目の課題であります。在宅医療の充実に備えた人材確保をどう総括するかということです。地域の中では、現在私どものところは最も人材確保を進めやすい組織になってきていると考えています。これはあまりいろいろなことを言うとちょっとあれなので、あれですが、要するに働く場として魅力が増してきたのかということ、今非常に肌感覚として持っております。実際そうになっているかと思えます。給与面の影響もありますが、職員採用の面接の際に、この受験動機を尋ねると、ほとんどの受験者の方々が、ほかの病院と比べて、入院から在宅まで力を入れている南魚沼市民病院で自分の夢をかなえたいというふうに回答していると。これは本当に正直、そのまま取ればいいのではないかと思います。本当にそういうことを言っている人が多くなっていると報告を受けています。

病院の理念である地域住民の生きるを支え続けるということに今共感を持っていただけている、そういう医療従事者が多くなっているのではなかろうか、また人材確保がそういうことによってでき始めているのではなかろうかということを実感しているところであります。まさに旧大和病院の理念を引き継いできていることが、実際にそれがまた今そういうことで現れてきているのではなかろうかと思っています。

また、在宅医療部門は、事業単体で見れば赤字構造にこれはなりがちだということですが、しかし市民病院のビジネスモデルとしては、在宅復帰なくしては、入院料の上位基準を算定することもできないということから、事業全体で経営を評価するとともに、公立病院としての地域住民のニーズに応える。これができなければという思いがあり、それを考える必要があるというふうに考えています。

さらには長く勤務する職員の皆さんの様々なライフイベント——ご自分の人生の進み方に
応じて勤務できる環境の整備も重要ではなかろうか、給料だけではないのではないか。一例
として申し上げれば、看護師の方が例えば外来や病棟の勤務により経験を積んでから、出産
や例えば育児で夜勤ができないときや、疾病や加齢によって体力的に厳しい——そういうこ
とはもちろん人間としてはなっていくわけですがけれども、こういったときに訪問看護や例え
ば健診部門に従事するとか、働き続けることができるそういう職場環境を整備する必要があ
る。これは先ほど言ったそういう理念の部分が、逆に言うとそういう労働環境というか、そ
ういうことにも、もしかしたらそれにマッチングしていくのではないかということも含めて、
狙っていくべきではなかろうかと考えているところであります。

いずれにいたしましても、南魚沼市民病院を中心とする病院事業におきましては、当地域
の在宅医療を中心的に支える存在であり続けなければならないと思っております、このた
めにも人材確保につきましては、最大限の努力を続けていきたいと考えておりますのでよろ
しく申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 85 議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第 6、第 86 号議案 令和 6 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及
び決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 86 号議案であります。令和 6 年度の南魚沼市下水道事業会計
の利益の処分及び決算認定につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

はじめに経営成績となる収益的収支であります。当期の純利益は、税抜きで前年度比 7,810
万円増となります 1 億 4,681 万円でした。収入合計では、税込みで 31 億 3,373 万円となっ
ています。内訳は、下水道使用料が税抜きで 9 億 7,227 万円となり、前年度比では 677 万円の
減。支出合計では、税込みで 29 億 7,573 万円となり、前年度比で 4,261 万円の減となりまし
た。内訳は、減価償却費と企業債利息が全費用の 7 割を占めておりますが、企業債利息は減
少傾向を示しているところであります。

次に、施設の建設や改良、更新を表します資本的収支であります。収入合計は税込みで 20
億 1,787 万円となり、前年度比で 4,821 万円の減となりました。工事の減少に伴う国庫補助
金の減、また資本費平準化債の見直しによる一般会計繰入金の減などによるものです。支出
合計は税込み 27 億 5,718 万円となり、前年度比で 5,867 万円の減となっております。支出の 8
割を占める企業債の元金償還金、これは 23 億 6,813 万円となっております。収入不足となる 7
億 3,931 万円は、損益勘定留保資金や減債積立金等で補填いたしました。

最後に利益の処分についてであります。令和 6 年度末、未処分利益剰余金 1 億 9,681 万

9,741円は、令和6年度の純利益1億4,681万911円を減債積立金に、減債積立金の取崩し額5,000万8,830円を資本金に組み入れる処分をいたしたく、地方公営企業法の第32条第2項の規定によりまして議決をお願いしたいものであります。

説明は以上といたします。よろしくご審議をいただき、認定及び決定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和6年度南魚沼市下水道事業会計決算審査意見を報告させていただきます。

審査意見書の1ページからでございますけれども、第1、審査の概要につきましては、記載のとおりでございます。第2、審査の結果でございます。審査に付されました南魚沼市下水道事業会計決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ係数は下水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものでございました。

審査意見書の9ページになりますけれども、業務実績でございます。令和6年度の処理区域内人口は5万1,532人、水洗化人口は4万8,331人で、普及率は99.1%、水洗化率は93.8%でありました。

予算の執行状況ですけれども、収益的収入は、予算額に対し収入率100.6%、支出の予算額に対する執行率は97.2%でありました。資本的収入は、予算額に対し収入率は87.3%、支出の予算額に対する執行率は89.3%であり、建設改良費9,730万円を翌年度に繰り越しておりました。

経営成績でございますけれども、単年度の純利益は1億4,681万円でありました。営業損益は16億5,683万円の損失となり、前年度より1,131万円回復、経常損益は1億4,254万円の利益となり、前年度より7,250万円回復いたしてございます。

財政状況ですけれども、資産は510億1,689万円、負債は470億4,935万円となりました。未収金は3,346万円、不納欠損額は36万円で、前年度に比べ5万円増加いたしました。不納欠損処分につきましては、関係法令により適正に処理されております。

企業債につきましては、13億9,820万円を借り入れ、23億6,814万円の元金償還金及び2億2,781万円の利息を支払っておりました。令和6年度末の未償還残高は222億9,199万円となり、前年度に比べまして9億6,994万円減少してございます。

これらの決算内容に基づきまして、下水道経営の健全化に向けまして次の取組をお願いするものでございます。まずは有収率の改善でございます。令和6年度の年間有収水量は、前年度より5万4,000立方メートル減少しており、有収率は86.5%で、前年度より5.0ポイント低下してございます。

令和6年度につきましては、令和2年以来の大雪となりまして、消雪パイプの散水が更新工事未実施のマンホール蓋から流入したこと等が原因だと思われませんが、冬季の有収率が

幅に低下してございます。当市の地域性としまして、消雪パイプの水流入は冬季不明水対策の最大の懸案となってございますが、更新対象のマンホール蓋が多数あるため、下水道管の不明水流入箇所修繕と併せて施設管理を行いまして、有収率の改善に努めていただきたいと思います。

使用料単価は182.47円、対前年度比0.59円の増、汚水処理原価が201.76円、対前年度比5.93円の減となりました。経費を下水道使用料でどの程度賄えるかを示す経費回収率でございますが、90.44%で、前年度より2.86ポイント改善しておりますけれども、単年度の経費回収率のみでなく、次年度以降の動向を注視する必要もございます。

人口減少等に伴う料金収入の減少などの課題がある中、大和クリーンセンターは耐用年数を越える設備が増加しまして、更新等費用負担の増が見込まれております。県流域下水道のつなぎ込みを進めるとともに、施設の広域化によって効率的、経済的な事業運営に努めていただきたいと思います。

そうした中で下水道経営の健全化を図り、今後も経営状況、資産状況の正確な把握に努めまして、良質な下水道サービスを提供されることを期待するものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第86号議案 令和6年度南魚沼市下水道事業会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

有収水量532万8,000立方メートル、有収率86.5%、水洗化率93.8%の決算であります。収益的収入31億3,373万円に対して、収益的支出29億7,573万円で黒字。資本的収入は20億1,787万円に対して、資本的支出27億5,718万円で、赤字となっております。

事業収益は30億3,608万円に対して事業費用28億8,927万円で、純利益1億4,681万円と、前年度より7,810万円の増になりました。

経常収益は30億3,177万円に対して経常費用28億8,927万円で、経常利益1億4,254万円と、前年度比7,250万円の増であります。一方、営業収益9億9,795万円に対して営業費用は26億5,477万円で、営業損失16億5,683万円であります。

使用料単価182.47円に対して、汚水処理原価201.76円、経費回収率は90.44%と改善が見られたものの、下水道使用料だけでは経費を賄うことができない状況は変わりません。

そこで3点伺います。まず1点目、単年度の経費回収率と事業継続との整合性をどのように総括しているか。

2点目、総資産510億1,688万円に対して、負債総額470億4,935万円、企業債残高222億9,199万円ですが、財務内容好転に向けた取組をどう総括しているか。

3点目、有収率向上が懸案事項であります。不明水対策のマンホール蓋の更新事業をどのように総括しているか。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブの大綱質疑に回答いたします。

まず3点の1点目、単年度の経費回収率と事業継続との整合性ですが、令和6年度の経費回収率が前年度比で2.86ポイント改善して、90.44%となった要因ですが、農業集落排水の処理施設を廃止して公共下水道に統合する事業が令和4年度で完了したことで、汚水処理費の削減が図られた結果というふうに考えています。農業集落排水の処理施設の廃止が大きい要因だと思います。

統合前のこの決算と比較をしますと、流域下水道維持管理負担金は増額になっていますけれども、農業集落排水処理場の委託料と動力費は削減されて、処理場費の全体で大幅な経費削減が図られたというふうになっています。したがって、公共下水道への統合効果は非常に大きいと評価をしているところです。

今後は、人口減少に伴う使用料の減収は避けられないと思います。施設の老朽化に伴う修繕費の増加が見込まれてきます。経費回収率100%に近づくことが非常に難しくなることが考えられます。そのため、昨年度改定しました経営戦略で示しました使用料の改定時期である令和11年度に向けて、検討を進める必要はまさにあるというふうに考えているところであります。

2点目のご質問であります。財務内容の好転に向けた取組をどう総括しているかということであります。総資産のうち、有形固定資産は483億1,000万円、大部分をこれは占めています。その中には旧農業集落排水施設の建物が11棟あります。一部は今文書庫やまた倉庫として利用しています。建物の形状とか立地の場所などから収益を上げられるような有効活用は、いろいろ検討しているのですけれどもなかなか考えづらいということから、国に補助金返還の必要がなくなったという時点——これはいずれ迎えるわけですが——こういう時点で不要な建物は順次除却する予定にしておりますので、よろしく申し上げます。

ただ、いろいろな有効利用について考えを止めているわけではなくて、もしあればという思いや、また皆様からのいろいろなご提案もぜひともという気持ちもしているわけでありますので、どうぞよろしく申し上げます。私も使い方についてはいろいろなところでまた検討しておりますので、よろしく申し上げます。

流動資産についてです。これは現金・預金が少なくて、期中の支払いに大変苦慮していると——毎年多額の一時借入れをしている状況となっています。また負債総額の半分を占めている企業債残高、これは222億9,000万円でしたけれども、毎年10億円前後のペースで減少しています。今後も順調に減少していくものと捉えております。

今後は下水道のことにつきましては、大和处理区と五箇処理区の広域化、桧窪処理区の最適化などを計画的に進めるとともに、先ほどからもずっと出ている不明水対策、マンホール蓋の問題ですが、主にこの対策などにより汚水処理費用を抑える取組と下水道未接続の世帯への接続の勧奨を引き続き行って、収入の増加を図る取組が必要であると考えているところであります。

3点目のご質問で最後になりますが、もう一度このマンホール蓋の更新の事業をどのように総括しているかということです。マンホール蓋の更新事業を進めて不明水を減らすことは、これは要するに新潟県に支払う維持管理負担金を削減することができることであって、非常に有効な事業であります。そのために取り組んでおりますし、今後も積極的に取り組んでいく方針です。

冬の期間に著しく増加する降雪時侵入水は、これまでの調査で交通量の多い国道や県道など、消雪パイプ路線にあるマンホール蓋の継ぎ目から多量に侵入していることがもう確認済みであります。なのでマンホール蓋の更新において、採用している高機能型の鉄蓋です——侵入水が入りにくい形状にこの蓋が、そういう形状に改善されているということがまずよかった。それを今更新しています。そしてシーリング材でこの蓋の継ぎ目を塞ぐ、こういったことなど、この止水性——水を止めるということを施工する形で進めておりますので、不明水対策には有効でありますし、これをいかに進めていくかということも大きな本当に課題でありますので、よろしくお願ひします。

答弁は以上であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 86 号議案は、産業建設委員会に付託します。

○議 長 日程第 7、第 87 号議案 ゆきぐに健友館 A I 条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長 それでは、第 87 号議案 ゆきぐに健友館 A I 条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和 8 年 4 月オープン予定の新健診施設に関する条例を制定するものでございます。第 1 条、設置におきまして、この施設は市民の人生 100 年時代を支える拠点として設置することとしております。

第 2 条、名称及び位置は表に記載のとおりです。なお、名称につきましては、令和 7 年 5 月 1 日から 6 月 30 日まで一般公募を行い、175 点の応募をいただきました。その後、予備選考で 10 点に絞ってからウェブサイト上で一般投票を行い、328 件の投票結果をもとに 8 月 19 日に開催いたしました選考委員会において決定した名称となっております。

第 3 条、管理につきましては、病院事業管理者が行うこととし、第 4 条、第 5 条及び第 6 条では、それぞれ使用の許可、使用料等及び委任に関する規定となっております。

2 ページをご覧ください。最下段、附則といたしまして、令和 8 年 4 月 1 日を施行日としたいものでございます。

以上で、第 87 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い

い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点お伺いたします。この施設ですけれども、改めてお伺いするのは、この施設の所有ですけれども、病院事業会計のほうでの資産としての所有ということでやるのか、一般会計のほうの施設の所有としてやるのかということをお聞きしたい。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 これは一般会計で行ったものでございますので、資産としては一般会計でございます。ただ、この管理運営を病院事業のほうでこの条例に基づいて行うということでございます。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうしますと、常に病院のほうでこの施設の管理をしていただくということとありますから、365日監視して異常がないということのほうの管理もきちんと行うというふうに解釈していいわけですね。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 そのとおりでございます。

○議 長 質疑を……。

9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2件お尋ねします。ちょっと細かいことのようにですけれども、第4条第2項、施設の管理運営上、必要があると認めるときには、前項の許可について条件を付すことができるかとありますけれども、具体的にはどんなことが考えられるのか。

それから第5条の使用料についてですけれども、施設の使用料は無料とするとある、その後ページをめくってみると、施設の使用に関し、経費を要するものについては、その実費は使用者の負担とするとあります。そうすると施設を使用するのに無料ではあるが経費は実費ということは、具体的にふっと素人が思うには電気料とか、あるいは水道料とかその辺のことかと思えますけれども、それほど細かくできるものかどうか、その辺についてお尋ねします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 条件を付す場合——通常は条件を付しませんけれども、改めてそういった公共の施設でありますから、その施設の使い方について、例えば多目的ホールで本来の目的外のような使用をすることにつきましては、それは駄目だという形のような条件の付け方があります。使ってもらいたいと思っています。

それから、これは市民の建物でありますから、健康増進等いろいろなボランティアの活動もあると思いますので、原則無料です。無料ですけれども、ちょっとこれは念のためにつけた条文でありますけれども、想定を越えるような、今おっしゃったような、例えば材料を使うとか電気を使うとかというようなこともなきにしもあらずなので、書いてあるだけでござ

いまして、通常の今想定している保健・健康増進活動では、そういうことはあまり考えられておりません。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2点ほどお願いいたします。まず先ほど健康づくりという話が出ましたけれども、これは今実際できてきて、設置の目的は第1条に書かれているのですけれども、そういったいわゆる世代間交流を通じてとかりハビリテーションの実施とか、具体的に今考えていращやることがあったら、ぜひどういことをここの施設でやっていくかというのを教えていただきたいと思います。

それともう一つ、先ほど所有は市で管理は病院のほうでということだったのですけれども、これは災害時には福祉避難所として機能するということが書いてありますけれども、災害時の采配についてはどのように運営される予定であるのか、今のところでよいので教えていただきたいと思います。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 まず後段のほうのご質問からお答えしますと、災害時は有事ですから、平時には健診施設として使いますけれども、有事の場合には有事のほうが優先になりますので、福祉避難所として市長のほうの指揮下の使用が優先されます。ですから、健診は二の次という形になります。

健康づくりの使い方でありまして、それは福祉保健部のほうがお答えになることかと思ひますし、これから令和8年度の予算編成に向けてやっていくことだと思ひますけれども、一番考えられるのは、3階の使い方、健診の後に栄養改善という形で調理室を使って食生活改善推進員の方々と一緒に栄養改善を行う。あるいはその後、多目的ホールのほうで簡単な地域でやっている手ぬぐいを使ったようなリハビリであるとか、太鼓の達人というようなゲームもありますけれども、そういうものを使って、そしてメンタルトレーニングをやるとかというようなこと。さらには、1階のほうは通所リハビリの機能が今度は拡大されますけれども、そういった通所リハビリとの連動とか、様々な健康増進が考えられるのではないかと思ひております。

現段階ではちょっとこういう消極的な答弁にとどめておきますけれども、本来ならば人生100年時代に向けてより積極的な広範な健康増進のメッカとなるべきで、それを今まで培った地域におけるリハビリ運動のネットワークがございますね、ご老人が集まってやるような公民館とかと連携を取りながらノウハウを伝達するとか、そういうふうな広範なシステムをつくりながら、健康寿命の増進に結びつけたいと思ひております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 87 号議案 ゆきぐに健友館 A I 条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで昼食のため、休憩といたします。再開を 13 時 15 分といたします。

〔午前 11 時 53 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 14 分〕

○議 長 日程第 8、第 88 議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 88 号議案について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、民間企業に対して多様な働き方への対応を義務づける法律である育児・介護休業法の改正を踏まえ、国では仕事と育児の両立支援を図るため、人事院規則が改正され、令和 7 年 10 月 1 日に施行されることから、国に準拠して必要な改正を行いたいものです。

このたびの改正は、主に仕事と育児の両立支援制度が円滑に行われるようにするために任命権者が講じなければならない措置として、妊娠・出産を申し出た職員に対して講じなければならない措置と、子供を養育する職員に対して講じなければならない措置を規定するものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 15 条の第 1 項は、同じページの改正案の下段にあるとおり、第 18 条の 2 が加えられまして、現行の第 18 条の 2 が第 18 条の 3 になることから、参照する条項を改正するものです。

新たに加えられる第 18 条の 2 は、見出しに妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等とつけ、仕事と育児の両立支援制度等が円滑に行われるようにするために講じなければならない措置を新たに規定するもので、3 つの項で構成されています。

第 1 項は、妊娠・出産を申し出た職員に対する意向確認を規定するものです。改正案の文中にある育児休業条例第 25 条第 1 項の措置とは、妊娠・出産の申出をした職員に対して任命権者が講じなければならない措置のことで、以降の第 1 号から第 3 号により、具体的な措置について加えるものでございます。

第 1 号は、職員からの妊娠・出産の申出があったときには、出生時の両立支援制度について周知をしなければならないとするものです。4 ページの第 2 号は、両立支援制度の利用に

ついて、職員への意向を確認するものです。第3号は、仕事と家庭の両立が困難となる状況の改善に関する意向を確認するものです。

次に第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対し、適切な時期——これは規則では1歳11か月から2歳11か月までの1年間の期間と定められるものですが、その期間内に行う意向確認について、以降の第1号から第3号により、具体的な措置を加えるものです。第1号は、育児期の両立支援制度を周知しなければならないとするもので、第2号は、両立支援制度の利用について職員の意向確認、第3号は、両立が困難となる状況の改善に関する意向の確認となります。

次の第3項は、第1項の第3号、また第2項第3号で、職員から示された意向について任命権者の配慮を規定するものです。

第18条の3は、条項の繰下げのほか、言い換え規定の文言整理となります。

2ページに戻っていただきまして、改正条例の附則でございますが、第1条は、施行期日を人事院規則の施行と合わせ、令和7年10月1日としたいもの。第2条は施行後の第18条の2、第2項で規定する育児期両立支援制度等について、施行日前においても措置を講じることができるようにするものでございます。

第88号議案の説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第88号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第89号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第89号議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1

日に施行されることに伴い、国に準拠した内容で必要な改正を行いたいものです。

具体的には、従来3歳に達するまでの子を持つ職員については、1日のうち2時間を越えない範囲で勤務時間の一部を勤務しない部分休業の制度がありましたが、今回はそれに加えて、1年間のうちで一定時間を勤務しない制度を新たに設け、職員はどちらかを選択できるようにするものです。また、これに関連して、改正条例の第2条と第3条で、病院事業と上下水道部の職員それぞれの給与の種類及び基準を定める条例の一部改正を行いたいものです。

5ページの新旧対照表をお願いいたします。まず、第1条関係の南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、部分休業について改正を行うものです。第1条は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、参照する条項を改正するものです。

第21条第2号は、このたびの改正では、1日の勤務時間の中で1時間単位で部分休業を取得できるようになり、1日の勤務時間全てを部分休業とすることも可能になるため、勤務日ごとの勤務時間の考慮について削除をするものです。

また、定年前再任用職員の規定について、次の第22条にも適用させるよう文言を追加し、それによりまして、第22条第1項からはその文言を削除するものです。

第22条第1項から6ページの第3項までは、従来の1日につき2時間を越えない範囲内で取得できる部分休業のことを、第1号部分休業として規定するものです。

第22条の2から7ページの第22条の5までは、法改正による新たな部分休業を第2号部分休業として規定を加えるもので、第22条の2は、第2号部分休業が1時間を単位とすることと、端数時間の処理について規定するものです。

第22条の3は、1年間の期間の定義づけ。第22条の4は、1年の期間内で10日相当分の時間について部分休業を取得できるようにするもので、第1号のいわゆるフルタイム職員は、7時間45分に10を乗じて77時間30分、第2号の非常勤職員は、1日の勤務時間数に10を乗じて得られた時間とするものです。

第22条の5は、第1号部分休業または第2号部分休業を申し出た職員について、その内容を変更できる特別な事情について規定したものです。

第23条は、今回の改正で2種類の部分休業が規定されるため、法律からの引用について明確化を図るものです。

第24条は、部分休業の取消事由について、改正案の第22条の5で規定した特別な事情で変更したときと規定するものです。

8ページ、第2条関係でございますが、第1条関係の改正に伴いまして、南魚沼市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の改正となります。

第23条第2項は、部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額に関して、第1号部分休業と第2号部分休業のどちらも給与の減額対象とする改正です。

8ページから9ページにかけて、第3条関係は、上下水道部職員に関して、第2条関係と同様の改正を行うものです。

3ページをお願いいたします。改正条例の附則です。第1条は施行期日で、法律の施行日

に合わせまして令和7年10月1日としたいものです。第2条は、令和7年度中の第2号部分休業の承認についての経過措置となります。

第89号議案の説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第89号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第90号議案 南魚沼市火入れに関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第90号議案 南魚沼市火入れに関する条例の一部改正について、説明いたします。

本条例は、市の森林、また森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地への火入れについて、森林法第21条の規定に基づき、許可の手続き、その他必要な事項を定めた条例です。今回の一部改正は、条例中に使用されている異常乾燥注意報という文言が既に気象庁において1988年に変更され、乾燥注意報となっていたこと、また強風や乾燥などの注意報は気象庁から発表されるものであり、火災警報など自治体の首長が発令するものとは異なることから、これらの文言を整理、修正するため、条例の一部改正をしたいものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3ページ、新旧対照表をご覧ください。第14条第1項の異常乾燥注意報を、若しくは乾燥注意報が発表されたときに改めます。また第2項の、又は強風注意報、異常乾燥注意報を、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたときに改めます。

1ページ下段に戻っていただき、附則としまして、施行期日を公布の日からとしたいものであります。

第90号議案の説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

ます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 90 号議案 南魚沼市火入れに関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 90 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 91 号議案 南魚沼市立中之島診療所条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

保健課長。

○保健課長 それでは、第 91 号議案について提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、南魚沼市立中之島診療所の設置、運営、料金等を定めた条例の一部改正を行うものです。令和元年 10 月に消費税率が 8 %から 10%に改定された際に、市の施設の使用料、料金等について同年 9 月定例会において一括で条例改正をしたところがございますが、中之島診療所の利用料金のうち、文書料について改正漏れがあったこと、及び徴収していた利用料金の一部について現行の規定項目と異なっているものがあることなどから、これらについて条例の一部改正を行うものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。まず現行に規定されている利用料金で、消費税 8 %のものを 10%に対応した金額に改正するものとしたしましては、1 段目、健康診断書、簡単なもの、1 通につき改正後の金額 1,100 円。3 段目、健康診断書、複雑なもの、1 通につき 3,300 円。4 段目、証明書、一般的なもの、1 通につき 1,100 円。6 段目、7 段目の死亡診断書の一般的なもの、1 通につき 2,200 円。2 通目から 1 通につき 1,100 円。8 段目、死亡診断書、生命保険用等特別なもの、1 通につき 5,500 円。以上が 10%に合わせた改正案であります。

次に表の 2 段目、文書、健康診断書、一般的なものです。現行では身長、体重、血圧などを記載した簡単なものと、診療所で検査を行った場合は全て複雑なものとして、2 種類区分でありましたけれども、その間に診療所で一、二項目の検査を加えた場合を一般的なものとし

て定めて、患者負担の軽減を行うものです。

続いて、さらに2段下の証明書、生命保険料用等特別なものです。条例制定当初は現行の一番下の段、死亡診断書の生命保険用等特別なものがありますが、これと差を設けておりましたけれども、現在はどこの医療機関においても証明書と死亡診断書という区分けで金額を変えていないことから、中之島診療所においても同様とし、金額を死亡診断書のものと同額にするものです。

1ページをご覧ください。附則です。この条例は、公布の日から施行するものとしたいものです。

本来であれば必要な時期に条例改正を行うべきところ、議会にお諮りする時期が今回となってしまいました。誠に申し訳ありませんでした。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 こういうふうに関税を間違えていたというのは、やはりそういうときはお知らせというか、おわびをちゃんと何かで出していくというのも大事なことだと思うのですが、これはもらっていたのは消費税を入れて1,080円のところ1,100円をもらっていたということなのですね。先ほどちょっと説明あったのですが、そういうふうになんかちょっと違いがあって、条例違反してましたという案内を出すこともしようがないのではないかという思いがあるのですが、そういう点はどういうふうな。例えば、こういうのがあったときにどういうことをして、どういう対応になるのか、どう考えているのかをお聞かせください。

○議 長 保健課長。

○保健課長 実際のところ、条例に規定のない料金をいただいておりますので、本条例の可決の後、診療所において患者様のほうにお知らせしたいと思っておりますし、市報のほうにも掲載したいと思っております。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それで了解されると、皆さん納得すると思っておりますけれども、やはりそういう姿勢は大事だと思います。

あと、それと例えばもう簡単なもの、2,000円以内とか、そういうふうにしていくのもいいのではないかと私は思うのです。例えばみんな高くして、自由裁量に任せるというのだったら、こういうふうに関税にならなくもなるし、これはほかの例えば八海山麓スキー場のときでも言ったのですが、それ以内でできる、ただし協議が必要だとか、そうしていくのも1つの手だと思うのです。こういうのは、今度はそのときそのときの改正ではなくてもうまとめて、まとめてというのも市全体で考えていくべきことかもしれないと思うのですが、そういう点はどういうふうな考えているか。もし担当で答えられればお願いしたいです。

○議 長 総務部長。

○総務部長 条例で決まっている金額の範囲の中で、受託している機関が料金を定めていただくことは自由でございますので、また協議させていただきながら進めていければいいかなというふうに考えております。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 今回の議論の中で確認だけさせてもらいたいのですが、条例のなかったものというような回答もあったわけですが、新旧対照表の現行の料金、これで今までは徴収していたというところはそれでいいわけですね。そこだけ確認をお願いします。

○議 長 保健課長。

○保健課長 今回新たに新設したところについて、診療所で徴収していた部分がございますので、今回規定をさせていただきました。

申し訳ありません。料金につきましては、令和元年10月から消費税改正後の金額で発覚するまで取っていたという状況になっています。現行は、中之島診療所と協議した段階では、8%の金額で徴収するようにお願いしておりました。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そうしますと、今回の改正案に書いてある、例えば文書の健康診断書で簡単なものであれば、1通、条例では1,080円となっているけれども、1,100円を徴収していたという理解でいいのでしょうか。そこだけお願いします。

○議 長 保健課長。

○保健課長 議員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そうすると条例に制定してある金額以上を徴収していたということだと思うのですが、掲示とか誤っていたとかということで済むのか。そういうお金を徴収してしまっていたわけですから、例えば返還等も含めた、そういった対応が当然必要になってくると思うのですが、その辺の対応はどのように考えているのか、教えていただきたいと思います。

○議 長 保健課長。

○保健課長 料金を規定以上にいただいていた分につきましては、診療所のほうと協議をいたしまして、この条例可決後、すぐにはまいりませんが、準備の期間がございますので、10月以降掲示をいたしまして、利用者のほうに領収書のご提示のあった方ということをお考えしておりますけれども、返還したいと考えております。

診療所のほうでは、過去に徴収した分というのは、記録的には5年程度しか残っていないということですので、そこからの対応になろうかと思っております。

以上です。

○議 長 田中せつ子君。

○田中せつ子君 そうしますと、今回条例で決まっている金額と実際には違う金額をいただいていたということは、なぜ今回それが分かったのか。その理由は、指摘があったのかどうかなのですか。

○議 長 保健課長。

○保健課長 今さらということになって、議員の皆様には大変申し訳ないと思っておりますけれども、条例の中身を確認してみましたところ、数値的なところで料金の改正した記録がないというところと、8%の消費税率になっているという条例になっていることが分かりました。その点について中之島診療所のほうに確認いたしましたところ、既に10%の金額に改定した金額をいただいていたということが分かりましたので、ここで改正をさせていただくものです。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 そうしますと、利用者の方から苦情が来たとかそういうことではないということだとは思いますが、やはり資料が残っている間のことについてはきちんと対応しなくてそれで済むのでしょうか。それをおわびの表示をしたら、むしろ利用者の方々からは苦情になるのではないのでしょうか。

○議 長 保健課長。

○保健課長 瑣末な言い方になってしまうかもしれませんが、消費税率の改定の金額につきましては、些少ななものにもなっておりますし、お金に関しましては診療所の収入になっている項目になっていますので、返還は診療所で行うべきものとなっております。ですので、これにつきましては掲示をいたしまして、申出のあった方に診療所の窓口でお返しをするというふうに考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議……

3番・大平剛君。

○大平 剛君 1つだけお聞きします。今回こういうことがあったという、起こってしまったことはしょうがないのですけれども、水平展開を庁内でされて、同じようなケースがないかどうか確認されているかだけ、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 令和元年のときにそれをしたはずなのですが、漏れたということがございましたので、改めて気をつけて水平展開のほうもしていきたいと考えております。今はしていません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第91号議案 南魚沼市立中之島診療所条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、第92号議案 南魚沼市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消 防 長 第92号議案 南魚沼市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由を説明申し上げます。

消防団員の定員につきましては、令和5年度に2,030人から1,820人に改正しましたが、令和7年度においても退団数が入団数を越え、8月末現在で団員数は1,635人となり、定員と185人の差が生じております。消防団員の確保につきましては、方面隊各部の勧誘中心に鋭意、取り組んでおるところではございますが、実情として新入団員の大幅な増加は見込めない状況にあります。

一方で、新潟県市町村総合事務組合の退職報償負担金、公務災害負担金は定員1人当たり2万1,120円で、全額公費負担しております。このため、定員と実員の差が大きくと不要な負担も大きくなってまいります。これらのことから、現在の実員に合った内容で条例を改正したいものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。第2条の定員に関する事項中、1,820人を180人減じて、1,640人としてほしいものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則の施行日は、令和8年度の負担金の基準日となる令和7年10月1日でございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 現実に合わせてということで、消防団員が減っていくというのは非常に残念だとは思いますが、それに加えて第2消防団というか、建設業者の方とか、有事の火事の際とかにはそういう方をお願いしてあるというか、会社ごとをお願いしてあるということですけども、減っていくと、そういう強化をもっとしていかなければいけないと感じるわけです。そういう手だてを今後考えることができるのかどうかということをお聞かせ

いただきたいと思ひます。

○議 長 消防長。

○消防長 議員のおっしゃっている部分、機能別消防団に該当するかと思ひます。今後は 1,200 人、1,300 人といった規模がキープできない、確保できない状況になったときには、やはり大規模災害消防団団員の確保に取り組むべきかと思ひております。

具体的に先ほど議員がおっしゃった建設業界の方とか、医療従事者の方、さらにちょっと年はいってしまうのですけれども、消防職員のOB、消防団員のOB、これらのところから編成していく必要があると思ひております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 92 号議案 南魚沼市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 92 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 93 号議案 南魚沼市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 第 93 号議案 南魚沼市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は水道行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者と水道技術管理者の確保を目的に、水道法施行令の資格要件が見直しされたため、条例を改正するものです。

1 ページ下段をご覧ください。第 3 条及び第 4 条を次のように改めます。

第 3 条、布設工事監督者が有すべき資格は次のとおりとする。第 1 号、大学において土木工学科又はこれに相当する課程を卒業した後、3 年以上水道、下水道、道路又は河川（以下この項において水道等という）に関する技術上の実務に従事した経験を有し、うち 1 年 6 か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第 2 号、大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれに相当する課程を修めて卒

業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有し、うち2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第3号、短期大学（専門職大学の前期課程を含む）又は高等専門学校（次号において短期大学等という）において土木科又はこれに相当する課程を修め卒業した後、5年以上水道等の技術上の実務に従事した経験を有し、うち2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第4号、短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有し、うち3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第5号、高等学校又は中等教育学校（次号において高等学校等という）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等の技術上の実務に従事した経験を有し、うち3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第6号、高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれに相当する課程を修め卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有し、うち4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第7号、10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有し、うち5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第8号、国土交通省令に定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者。

第4条は、水道技術管理者が有するべき資格は次のとおりとする。

第1号、前条の第1号、第3号、第5号に規定する学校において、土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者は3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者は5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者は7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第2号、前条の第1号、第3号、第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程を卒業した後、前条第1号の学校を卒業した者は4年以上、同条第3号の学校を卒業した者は6年以上、同条第5号の学校を卒業した者は8年以上水道に関する技術上の実務に従事した者。

第3号、10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第4号、国土交通省令、環境省令の定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者。

3ページ、附則、施行期日は、条例の公布の日から施行するものです。

5ページから新旧対照表になります。

説明は以上です。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 93 号議案 南魚沼市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 93 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 94 号議案 南魚沼市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 第 94 号議案 南魚沼市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

このたび令和 7 年 6 月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令が一部改正されましたので、これに倣い、南魚沼市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

それでは、3 ページの新旧対照表をご覧ください。改正した政令の条番号を引用していることから、条ずれを改めるため、第 3 条第 6 号において、下線部の条番号を現行の第 21 条第 2 項第 1 号から、改正案のとおり第 22 条第 2 項第 1 号に改めたいものです。

1 ページに戻っていただき、附則として、公布の日から施行したいものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 94 号議案 南魚沼市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 95 号議案 南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 95 号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、選挙運動費用の公費負担について、準用している公職選挙法施行令において限度額を引き上げる改正があったことから、当市の公費負担の作成単価を改正するものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 8 条の改正は、選挙運動用のビラの 1 枚当たりの作成単価の限度額 7 円 73 銭を 8 円 38 銭に引き上げるものです。

第 11 条の改正は、選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価の限度額 541 円 31 円を 586 円 88 銭に引き上げるものです。

1 ページに戻っていただきまして、附則で第 1 条は、施行期日を公布の日からとしたいものです。第 2 条は、施行日以降に告示された選挙から適用することを規定するものでございます。

第 95 号議案の説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 95 号議案 南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 95 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 96 号議案 南魚沼市大和 B & G 海洋センター条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 第 96 号議案 南魚沼市大和 B & G 海洋センター条例の廃止についてをご説明申し上げます。

南魚沼市大和 B & G 海洋センターは、昭和 58 年に B & G 財団より建築していただき、昭和 61 年に大和町が無償譲渡を受けた施設であり、大和地域の市民を中心に通年を通して多くの方が利用されておりました。

一方で、隣接する市立大和中学校は、築 56 年が経過し老朽化が深刻な状況となっており、平成 31 年に建物調査を行った結果、優先的整備が必要であり、改修ではなく早急な改築が必要と判断されました。改築に当たっては生徒の学校活動への影響を第一に考え、大和 B & G 海洋センター敷地を含むグラウンドの東側への移転を計画しております。このことから譲渡者である B & G 財団より大和 B & G 海洋センターの廃止の承諾を得るため、令和 7 年 2 月 12 日に廃止申請書を提出いたしました。その後、令和 7 年 6 月 5 日に開催された B & G 財団の理事会において廃止の承諾をいただいたところであります。

その中で、承諾後は施設利用をやめ、速やかに施設解体をお願いしたいとの B & G 財団の意向により、施設は 6 月末で閉鎖したところでございます。また、今定例会の初日の補正予算において施設の除却費用を上程させていただき、ご承認いただいたところであります。

以上によりまして、南魚沼市大和 B & G 海洋センター施設に係る本条例を廃止したいものであります。

附則をご覧ください。条例の施行日は、公布の日からとしたいものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 経過や内容は分かりましたが、条例廃止を公布の日からすることになりますと、公布まではこの条例は生きているということなのでしょうけれども、実際今説明がありましたように、7 月 1 日からあの施設はもう使えないのです。ということは、条例は生きているけれども、使えないというところ、状況は分かるのです。だけれども、気持ち的に納得できないのです。あそこは大和地区でといいますか、あの施設を利用している人たちは全部そうだと思うのです。そこら辺の説明をもうちょっとやはり加えてもらわないと、条例を廃止します、公布の日からですよ、だけれども 7 月 1 日からは使えませんというのは、B & G 財団との関係の中でそういうふうになったというのは分かるのですけれども、それだけだと何となく住民の方々はしっくりしないと思うので、そこら辺の説明をもうちょっと丁寧にさせていただきたい。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 利用者への説明につきましては、以前、スポーツの団体について令和7年1月に、大和地域でご利用されている方については集まっていただいて説明をさせてもらっております。また、利用団体については17団体が——令和7年度に入って利用されていたところについては、その中で説明した上で、どのような形にするのかという、今後の一番の質問といたしますか、心配されていたところが、利用場所がどうなるかというところの質問を受けまして、同大和地域内の施設——こちらは大和中学校、あと浦佐小学校については現在も利用率が高くて、そちらは新たに入るところは難しいですが、ほかの施設について入れるところがあるという説明をさせていただきました。4月に行いました利用調整会議においては、そちらの新しい場所という形で利用調整のほうをさせていただいております、利用後、令和7年度に入ってからどうしても駄目だということのお話は現在いただいていないという状況であります。

あと令和7年度から、今まで学校施設の体育利用として利用していなかった国際情報高校、こちらを新たにお願ひした中で、受入れを今していただいている状況でございますし、そちらのほうにも6団体ほどまた新たに活動の場を設けて今実施しているところでございます。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大和中学校の移転に関しての、いろいろごたごたしたところのその後の取組は分かりました。そして今ほどの説明の中でも分かったのですけれども、ではこの公布の日といたしますか、条例について公布の日から施行するということに限って言いますと、ではそういうことであれば、7月1日から使えなくなったということになるのであれば、この条例は7月1日に遡って施行するとか、そういうふうにならないと、現実と条例が合わないのではないかと私は思うのです。そこら辺の説明ももうちょっとお願いします。

○議 長 答弁はいかがでしょうか。

教育長。

○教 育 長 ご質問ありがとうございました。B&G体育館の利用停止につきましては、大変ご心配をいただいているところであります。その点については利用者の皆様のご心配、そしてまた今後どうなるのかというところがあるかと思えます。

この廃止の日、いつにするかにつきましては、これは大変うまく説明できないところでありますが、B&G財団との協議の中で今まで進めてきたところであります。B&G財団としましては、議会の承認を得て、その後次の段階に進むということで進めておりますので、ここでご決定いただきましたら、正式に廃止といたしまして、そして除却の手続きをするという段取りで進めてきておりますので、そのように進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解をお願いしたいと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 96 号議案 南魚沼市大和 B & G 海洋センター条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 96 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 97 号議案 字の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 97 号議案 字の変更について説明いたします。

本議案は、国土調査の実施に伴う六日町地区内の大字及び字の変更について、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案 1 ページ下段が変更調書となっております。変更前、変更後の大字、字、地番の一覧でございます。

めくっていただきまして 3 ページ以降が資料でございます。まず 3 ページをご覧ください。字変更を必要とした理由であります。第 12 の 3 計画区、六日町大橋西地区の地籍調査の実施に伴いまして、一画地でありながら字に相違があり合併できない筆があることから、これを整理するとともに併せて周辺の筆の不整合も整理するものでございます。

めくっていただきまして 4 ページは、第 12 の 3 計画区の変更総括図、次の 5 ページから 10 ページにわたっての 6 ページが、字変更図となっております。

まず 5 ページ、左下に凡例が表で記載されております。凡例は表の左側、黒字が変更前の大字、字、またその境界線を示しており、右側の朱書が変更後の大字、字、またその境界線及び該当箇所の色を示しております。これは全ての字変更図ともに共通し、10 ページまで同じ凡例となっております。

そして、それぞれの字変更図では該当する箇所は凡例に基づいて色づけをされており、その該当箇所をそれぞれ指し示している線で囲まれた説明欄は、上段が変更前、下段が変更後の大字、字名となっております。また黒い点線が変更前の境界線、赤い点線が変更後の境界線です。

1 ページに戻っていただきまして、施行期日は、国土調査法第 19 条第 2 項の規定による成果の認証の日からとしたいものでございます。

以上、第 97 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い

申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 97 号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会義は、9月8日月曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後2時10分〕